

報告事項

1. 令和6年度 事業計画の件

令和6年度 事業計画書

(令和6年7月1日から令和7年6月30日まで)

I. 基本方針

新型コロナウイルス感染症が「5類感染症」となり、社会全体が経済活動や日常生活を取り戻しつつあるが、我々を取り巻く環境変化のスピードは加速している。土地家屋調査士制度や土地制度関連法が改正され、相続登記申請の義務化がスタートした。これにより、公嘱協会が社会に貢献できる機会が増している。この機を逃さず、国民から真に信頼され、ニーズに応えられる組織を目指す。

鹿児島県は自然災害の多い県でもあり、公益法人として、安心・安全なまちづくりに向け、防災や減災の観点からも積極的に活動していく。

また、業務管理体制とシステムを見直し、新たな制度に対応するために、社員の資質向上のための研修を行う。さらに、組織・体制の強化が喫緊の課題であり、社員一人一人が組織運営に積極的に参加し、今後の協会運営を全員が意識して活動していくことを促す。

(1) 公共嘱託登記に係る受託事業

a. 業務管理体制の確立

業務管理システムを適確に運用することに加えて、業務管理者のさらなる活用、新たな位置づけを行う。社員個々が公益法人としての業務に対する意識の向上を図り、適切に処理することにより国民及び発注者の信頼を保持する。

b. 運営体制強化に対する取り組み

事務局移転にともなう新たな経費増を踏まえ、安定的かつ継続的に公益目的事業を行うために必要な財政基盤の強化に努め、円滑な会務運営と事務の効率化を図る。

(2) 地図作成の促進等に係る受託事業

法務局地図作成事業等の大規模事業に対し、調査士の専門的能力を結合し、その真価を発揮するという使命感を持って、社員の協調と団結のもと、個々の能力と組織力を最大限に活かして取り組む。

(3) 境界標設置事業

受託した測量業務において、確認された境界に永久標識を設置することで将来の境界紛争を防ぎ、権利の明確化に寄与する。

(4) 相談・助言活動

官公署等の公共事業実施に伴う登記に関する相談に対し、各地区において積極的に取り組むと共に、新たな事業の発展、相談しやすい環境作りと公嘱協会活用についての啓発活動を行う。

(5) 講座・セミナー・育成

土地家屋調査士としての資質の向上を目的とした社員に対する研修を実施し、公共事業を実施する官公署の職員及び一般市民も対象とした多様性のある講演会を開催する。

(6) 自然災害等復興支援事業

官公署との協定締結促進に加え、災害発生時に国民に対して行う復興支援活動を迅速に行うことができるよう、締結地方自治体との協議・連携を図り体制の確立に努める。

(7) D I D地区に係る街区基準点の状況調査

県内7市町（鹿児島市・薩摩川内市・鹿屋市・指宿市・奄美市・西之表市・瀬戸内町）において街区基準点の状況を調査し、その内容を各自治体へ報告する。

II. 各部計画

(1) 総務部

- a. 公益法人としてのガバナンスの周知、浸透
- b. 公益法人としての組織改編に対応するための定款・諸規則の見直し
- c. 公益法人としての広報の充実

(2) 経理部

- a. 公益法人会計基準に基づく適正な会計処理及び法改正への対応
- b. 予算の効率的な実施
- c. 会費納付期限の厳守
- d. 資産の有効かつ適正な管理
- e. 財政基盤強化に関する検討

(3) 業務部

- a. 業務管理システム（オフィス）の運用による品質管理
 - ① 業務実施に関する助言及び指導
 - ② 進捗状況の管理に関する運用及び完了検査の徹底
 - ③ 業務管理システムの検討
- b. 業務処理に関する対応及びその検討
- c. 大規模事業の処理を通じた地域貢献
- d. 境界標設置支援事業の推進
- e. 官公署への相談会の実施及び啓発活動

(4) 企画研修部

- a. 講演会及び社員教育等に関する研修会の企画及び開催
- b. 登記基準点等の点検・管理
- c. 自然災害等防災・復興支援事業に伴う支援体制の確立
- d. 官公署に対する事業の提案